

## 議事要旨(5)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、セグメント情報開示専門委員会における検討状況として、報告セグメントの決定方法とセグメント情報の開示項目に係る部分の会計基準の文案に関する説明がなされた。

事務局からの説明の後、委員から次のような意見があった。

（報告セグメントがカバーすべき最低基準について）

- ・ 報告セグメントの外部顧客に対する「売上高」の合計額が連結損益計算書の「売上高」の75%になるまで、報告セグメントとする事業セグメントを識別することとしているが、国際的な会計基準では、「収益」の75%となっており、業種によっては、「売上高」以外の収益が重要な場合もあるため、表現を再検討すべきである。

（報告セグメント数の限度について）

- ・ 国際的な会計基準を参考にして、報告セグメントの数が10を超える場合企業に実務上の限度に到達しているか否かを検討することを要求しているが、セグメント数は企業の規模により様々であり、あえて「10」という数字を文案に示す必要があるのか疑問である。

（報告セグメントの概要の開示について）

- ・ 国際的な会計基準のように「企業を組織化する方法」を開示することは、財務諸表利用者にとって有用であると考え。現在の文案は、こうした情報の記載が想定されていないため、報告セグメントの概要として開示する内容として例示すべきである。

（企業が開示する報告セグメントの利益及び資産に含まれている項目等の開示について）

- ・ 国際的な会計基準を参考にしつつも、我が国の財務諸表の作成者や利用者の意見も参考に、開示する項目を整理すべきである。
- ・ 減損損失の開示について、企業が開示する報告セグメントの「資産」の金額に含まれている場合等を開示することとしているが、減損損失は損益項目であり、別の取扱いを検討すべきである。
- ・ 減損損失やのれんの償却額については、企業が開示する報告セグメントの利益や資産に含まれているか否かに関わらず、開示することを検討すべきである。

以上